

## ユネスコスクール活性化事業実施要綱

平成28年4月1日

愛知県教育委員会生涯学習課

## 1 趣 旨

愛知県では、E S Dユネスコ世界会議が愛知・名古屋で平成26年11月に開催することが決定されたことを契機に、県内各校にユネスコスクールへの加盟を要請してきた。その結果、平成28年2月末現在162校がユネスコスクールに加盟又は加盟申請中である。

ユネスコスクールは継続的な活動が義務付けられており、今後も地域のE S D推進拠点として発展していくことが求められている。

この事業は、そのために、関係機関との連携や指導者の資質向上を図り、ユネスコスクール間の交流によりネットワークを構築し、その活動をより充実したものとするとともに、児童生徒のグローバルな視野を育み、自らや自らの地域に誇りを持ち、持続的に発展する社会を築けるよう、ユネスコスクールを継続的に支援することを目的とする。

## 2 事業の内容

ユネスコスクール加盟又は加盟申請中の学校（以下「ユネスコスクール」という。）を支援するため、以下の事業を実施する。

## (1) ユネスコスクール支援会議の設置

大学、N P O、公民館などとの連携により、ユネスコスクールの活動、ネットワーク化等を助言・指導するため、関係者によるユネスコスクール支援会議を設置する。

## (2) ユネスコスクール活性化事業の推進

## ア ネットワーク促進研究委嘱事業

地域住民の学びの拠り所である公民館と連携を図り、地域へE S Dの理念の普及・啓発を促進することを通じて、ユネスコスクール及び地域社会の活性化に資するよう、県内全ての公民館によって構成される愛知県公民館連合会に研究委託する。

## イ E S D活動・研修促進事業

ユネスコスクールの活動を支援するために、ユネスコスクールの求めに応じて、先進的なE S D活動をしている学校やN P Oなどから講師等を派遣したり、先進的なユネスコスクールの取組を学ぶ研修会等へ教職員を派遣したりすることにより、E S D活動をより促進させるとともに、関係機関との連携を推進する。

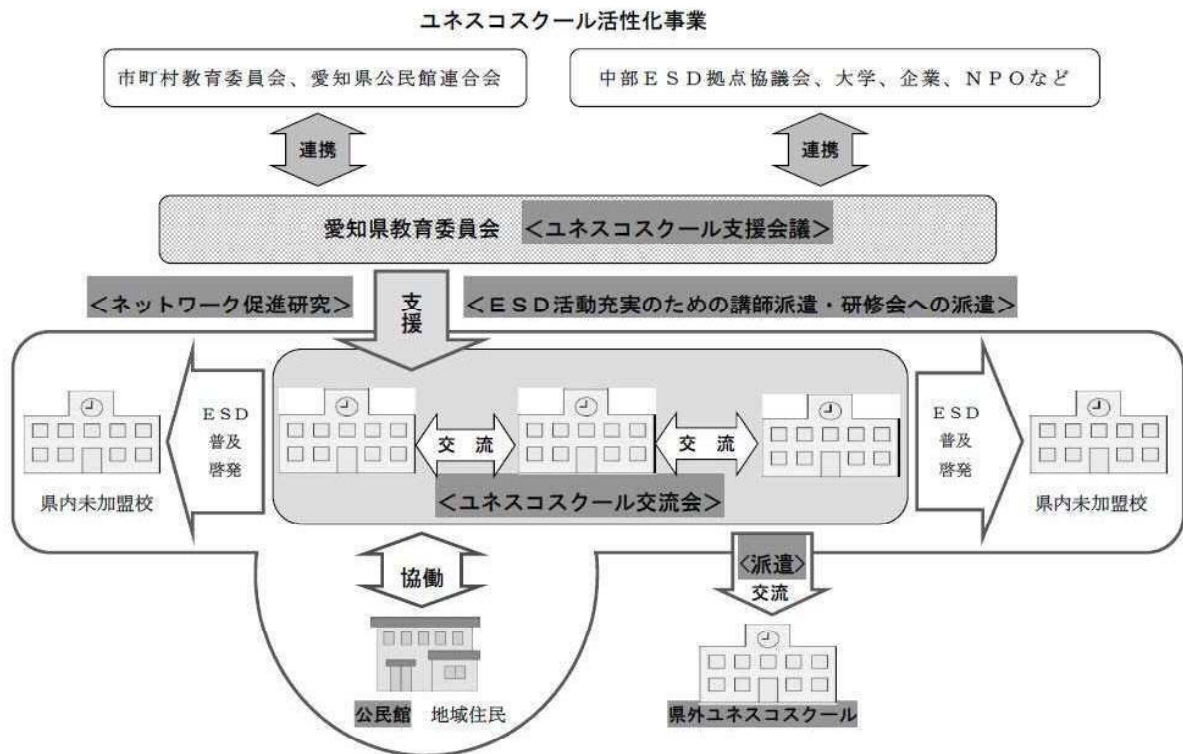
## ウ ユネスコスクール交流会

- ・ 県内のユネスコスクールの活動をより充実したものとし、各校の連携を促進し

ネットワークを構築するとともに、ユネスコスクールの全県的な拡がりを図るため交流会を実施する。

- ・ 県外のユネスコスクールへ児童生徒を交流派遣（ユネスコスクール生徒等国内交流派遣）し、ネットワーク化を図る。

（事業概略図）



### 3 「ユネスコスクール交流会事業」の委託

業務委託先を募集し、愛知県教育委員会生涯学習課内に設置する選定委員会において、企画提案書の審査を行い、委託する。

### 4 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

## ネットワーク促進研究委嘱事業委託要項

### 1 目的

地域住民の学びの拠り所である公民館と連携を図り、地域へE S Dの理念の普及・啓発を促進することを通じて、ユネスコスクール及び地域社会の活性化に資する。

### 2 委託先

愛知県公民館連合会

### 3 委託内容

次の中から、公民館による地域の実情に即した実践活動を推進する。

- (1) ユネスコスクールのE S D活動を地域へ広めるための公民館のあり方
- (2) ユネスコスクールとE S D活動を協働する公民館のあり方
- (3) ユネスコスクールのE S D活動をサポートする公民館のあり方

### 4 委託手続

- (1) 委託先団体は、活動主体である公民館が提出した研究計画書（様式1）及び経費計画書（様式2）をとりまとめ、愛知県教育委員会へ提出する。
- (2) 愛知県教育委員会は、提出された研究計画書及び経費計画書の内容を確認し、委託を決定するものとする。

### 5 委託期間

委託を受けた日から平成29年2月末日までとする。

### 6 委託経費

- (1) 委託経費は20万円を上限とする。
- (2) 愛知県教育委員会は、予算の範囲内で事業に要する経費（報償費、旅費、需用費、役員費、使用料及び賃借料）を委託費として支出する。
- (3) 愛知県教育委員会は、委託先団体が実施要項に違反したとき、又は本委託事業の遂行が困難であると認めるときは、委託の解除や経費の全部又は一部について返還を命ずることができる。
- (4) 委託先団体が事業計画（費目の流用を含む）を変更する場合はあらかじめ愛知県教育委員会に変更申請し、その指示を受けるものとする。  
ただし、費目ごとに配分された経費の20%以内の変更（20%を超える変更であっても、その金額が5万円未満の場合を含む）をする場合はその必要がない。
- (5) 委託期間中に代表者及び所在地等の変更をする場合並びに事業の継続が不可能になった場合は速やかに愛知県教育委員会へ連絡し、許可及び承認を受けるものとする。

### 7 事業成果の報告

委託先団体は、事業が終了したときは終了した日から10日以内に、公民館が提出した研究報告書（様式3）及び経費報告書（様式4）をとりまとめ、愛知県教育委員会へ提出する。

## 8 委託費の額の決定

- (1) 愛知県教育委員会は、上記7により提出された報告書について検査を行い、その内容が適正であると認めるときは委託費の額を確定し、委託先団体に対して通知するものとする。
- (2) (1)の確定額は、事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

## 9 著作権等

- (1) 委託先団体が本委託事業の実施に伴いパンフレット・チラシ・資料・報告書等を作成したとき、これらの著作権は委託先団体が保持することを認める。
- (2) (1)の規定に関わらず、愛知県教育委員会が必要と認めるときは、委託先団体は無償で愛知県教育委員会が著作物を使用することを許諾するものとする。

## 10 書類の保存

委託先団体は、委託金に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、愛知県教育委員会の請求があったときには提出できるよう、収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本委託事業を実施した翌年度から5年間整理保存しておくものとする。

## 11 その他

- (1) 愛知県教育委員会は、委託先団体における本委託事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは、必要な是正措置を講じるよう求めることができる。
- (2) 愛知県教育委員会は、本委託事業の実施にあたり、委託先団体の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 愛知県教育委員会は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理状況について、実態調査を行うことができる。

## E S D 活動・研修促進事業実施要項

### 1 目的

この要領は、「ユネスコスクール活性化事業実施要綱」に基づき、「E S D 活動・研修促進事業」を実施するために、ユネスコスクールが実施する講演会や研修会等（以下「講演会等」という。）に講師や助言者（以下「講師等」という。）を派遣したり、先進的なユネスコスクールの取組を学ぶ研修会等へ教職員を派遣したりすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施期間

平成 28 年 5 月 2 日（月）から平成 28 年 12 月 22 日（木）まで

### 3 講師等の派遣

#### (1) 講演会等の時間

2 時間以内

#### (2) 講師等の選定及び依頼

講師等は、ユネスコスクールの求めに応じて、先進的な E S D 活動をしている学校や N P O 等から選定し、県が依頼する。

#### (3) 派遣手順

講師等の派遣手順及び経費負担については、次のとおりとする。

ア 講師等の派遣を希望するユネスコスクールは、講師等派遣申請書（様式 1）により、平成 28 年 4 月 15 日（金）までに県へ申請するものとする。

イ 県は、申請内容を踏まえ、講師等派遣承認書（様式 2）により承認を行う。

ウ 講師等派遣を受けたユネスコスクールは、講演会等の終了後、速やかに実施報告書（様式 3）を県に提出するものとする。

### 4 研修会等への派遣

#### (1) 派遣の回数

1 回

#### (2) 研修会等の選定

ユネスコスクールの求めに応じて、文部科学省、日本ユネスコ国内委員会、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターをはじめとした諸機関が主催するユネスコスクールを対象とした研修の機会を選定し、県が派遣する。

#### (3) 派遣手順

研修会等への派遣手順及び経費負担については、次のとおりとする。

ア 研修会等への派遣を希望するユネスコスクールは、研修会等派遣申請書（様式 4）により、平成 28 年 4 月 15 日（金）までに県へ申請するものとする。

イ 県は、申請内容を踏まえ、研修会等派遣承認書（様式 5）により承認を行う。

ウ 研修会等への派遣を受けたユネスコスクールは、研修会等の終了後、速やかに研修等報告書（様式 6）を県に提出するものとする。

### 5 経費負担

講師等の派遣に係る謝金及び旅費及び研修会等への派遣に係る旅費については、予算の範囲内において県が負担する。

## ユネスコスクール生徒等国内交流派遣実施要項

### 1 趣 旨

ESDの推進拠点であるユネスコスクールが、自校の児童生徒等（以下、「生徒等」という。）を県外のユネスコスクールに派遣し、その取組を学ばせることにより、当該生徒等に持続可能な社会の担い手としての能力を育み、自校の一層の活動推進に活かすとともに、県外のユネスコスクールとのネットワークを構築する。

### 2 派遣時期及び期間

夏季休業中（7・8月）の2日間程度

### 3 対象及び人員

ユネスコスクールに加盟及び申請した県内の学校（以下「ユネスコスクール」という。）3校を対象に、各校生徒等8名、引率教員2名をそれぞれ上限として派遣する。

### 4 派遣条件

派遣する学校は、以下の条件を満たすこと。

- (1) 県外のユネスコスクールと連携を図ること
- (2) 「ユネスコスクール交流会」で成果を発表すること

\*平成28年10月29日（土）に名古屋市公会堂（予定）にて開催。

- (3) 以下に該当する生徒等を派遣できること

- ア ESD活動に強い関心を持っており、派遣後は、派遣先で学んだことを広め、生かすことに意欲的な者
- イ 心身共に健康で協調性に富み、計画に従って規律ある行動ができる者
- ウ 保護者の同意が得られる者

### 5 派遣手順

- (1) 派遣を希望するユネスコスクールは、派遣申請書（様式1）を平成28年4月15日（金）までに、県へ申請するものとする。
- (2) 県は、申請内容を踏まえ、派遣決定書（様式2）を当該校へ送付する。
- (3) 派遣決定書を受けた学校は、派遣者報告書（様式3）を提出する。
- (4) 当該校は、派遣後、別に定める報告書を提出する。

### 6 派遣の中止・決定の取消し

健康安全に重大な影響が生じる等の理由により、生徒等の派遣を中止したり、本事業前又は実施中に不適當な事由が生じ、派遣の決定を取り消したりすることがある。

### 7 経費負担等

本事業は、「ユネスコスクール活性化事業」として業者に委託して実施するものであり、派遣校の決定は県が行い、実施にあたっては委託業者が行う。本事業に要する費用のうち、生徒等及び引率教員の旅費（宿泊費を含む）は委託業者が負担する。派遣にあたっては、委託業者が調整・同行する。